

指定強化選手選出規程

改訂 平成 30 年 5 月 18 日

(目的)

第 1 条 冬季デフリンピックでのメダル獲得に向け、日本パラリンピック委員会（以下、JPC という）の国内外強化活動費助成事業を円滑に進めるため、指定強化選手（A 指定、B 指定、C 指定、ジュニア指定強化選手）の選考基準を定める。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、本協会に所属する加盟チーム全ての指定強化選手に適用する。

(年齢制限)

第 3 条 個人競技種目の指定強化選手は次回冬季デフリンピック開催年の 1 月 1 日時点で 40 才未満であること。但し、40 才以上であっても前回の冬季デフリンピックならびに前回冬季デフリンピック以降に開催される世界選手権大会において、メダル（3 位）以上の優秀な成績を収め、今後も優秀な成績を収める可能性が高い選手は特例として選考対象になる。

(ジュニア指定選手)

第 4 条 当該年度 1 月 1 日現時点で 16 歳未満の小学、中学生の選手はジュニア指定強化選手として扱い、ジュニア指定強化選手の選考基準は各競技チームでこれを定める。

(選考条件)

第 5 条 ジュニア指定強化選手を除く指定強化選手の選考基準は次のとおりとする。

(1) A 指定

下記の成績評価基準をいずれも満たし、次回冬季デフリンピックにおいて、メダル（3 位）以上の成績を収める可能性が高いと各競技チーム強化責任者が認める選手

- ① 前回の冬季デフリンピックならびに前回冬季デフリンピック以降に開催される世界選手権大会において、メダル（3 位）以上の成績を収めていること
- ② 国内で開催される FIS、SAJ 公認競技大会に出場するトップ選手の獲得ポイント 30% 以内を以て選考する。
- ③ 前年度の本協会指定の国内外強化合宿に 70%以上参加していること

(2) B 指定

下記の成績評価基準をいずれも満たし、次回冬季デフリンピックにおいて、入賞（※）する可能性が高いと各競技チーム強化責任者が認める選手

- ① 前回の冬季デフリンピックならびに前回冬季デフリンピック以降に開催される世界選手権大会において、入賞（※）していること
- ② 国内で開催される FIS、SAJ 公認競技大会に出場するトップ選手の獲得ポイント 50%

以内を以て選考する。

- ③ 前年度の本協会指定の国内外強化合宿に 70%以上参加していること

(3) C 指定

- ① 次回以降の冬季デフリンピックにおいて、入賞（※）する可能性があると各競技チーム強化責任者が推薦する選手。

- ② 前年度の本協会指定の国内外強化合宿に 50%以上参加していること

(4) D 指定

- ① 次回以降の冬季デフリンピックにおいて、入賞（※）する可能性があると各競技チーム強化責任者が推薦する選手。

- ② 前年度の本協会指定の国内外強化合宿に 30%以上参加していること

※ 入賞の定義

総出場人数が 8 名未満の場合はメダル（3 位）以上とする

総出場人数が 9 名以上 15 名未満の場合は、総出場人数の 1/2 以内の入賞とする。

(指定強化選手選考方法)

第 6 条 強化選手の指定は、一般財団法人全日本ろうあ連盟登録会員及び本協会会員中から、毎年 4 月中旬までに各競技チームにおいて上記の選考条件に基づき、各競技チーム内で適正な分析・評価を行って選考し、本協会理事会の承認を経て、会長名で指定する。

- (1) 指定期間は、指定日から 1 年間とし、再指定を妨げない。

- (2) 指定を受けた強化選手は、別に定める承諾書を所定の期日までに提出し、本協会の諸規則を遵守しなければならない。

- (3) 指定を受けた強化選手は、本協会を代表する選手としての品性を保ち適切な行動・言動をもって、他の模範となる者であることを前提とする。

(指定強化選手の取り消し)

第 7 条 指定強化選手は、次の各号に掲げる一つに該当した場合は、指定期間中であっても、理事会の議を経て指定を取り消すものとする。

- (1) 本協会の会員を失った場合

- (2) 本協会の規定に違反、もしくは前項の承諾書を期限内に提出しなかった場合

- (3) 本協会の名誉を汚し、損害を与えた場合

- (4) その他、指定強化選手として相応しくない言動、行動を行い、他の強化スタッフ、指定強化選手、その他選手に迷惑を与えた、もしくは苦情が寄せられた場合

- (5) 冬季デフリンピック出場を目指す意向がないと明らかになった場合

- (6) その他、指定強化選手として活動ができなくなった場合

- 2 前項により指定強化選手を取り消されても、強化指定選手登録料は返金しない。

(指定強化選手の義務)

第 8 条 指定強化選手は、第 9 条で定める強化指定選手登録料を毎年納入するとともに本協会が定める誓約書を提出しなければならない。

- 2 本協会指定の国内外強化合宿・研修事業に優先的に参加し、自己の資質、技術及び競技

力の向上に努めるとともに、本協会トップ選手としての範を示さなければならない。

(登録料)

第9条 強化指定選手登録料は、下表通りとする。

A 指定選手	1 万円
B 指定選手	3 万円
C 指定選手	5 万円
D 指定選手	7 万円
ジュニア指定選手	3 万円

(ポイント)

第10条 指定強化選手の選考基準となる獲得ポイント付与基準については、各競技チームで、これを定める。

(規格外事項)

第11条 この規程に定めのない事項については、事務局長と会長で決定する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

この規程は平成25年3月15日から施行する。

平成26年3月15日	一部改訂
平成27年5月18日	一部改訂
平成28年6月12日	一部改訂
平成29年5月9日	一部改訂
平成30年5月18日	一部改訂